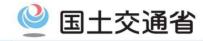
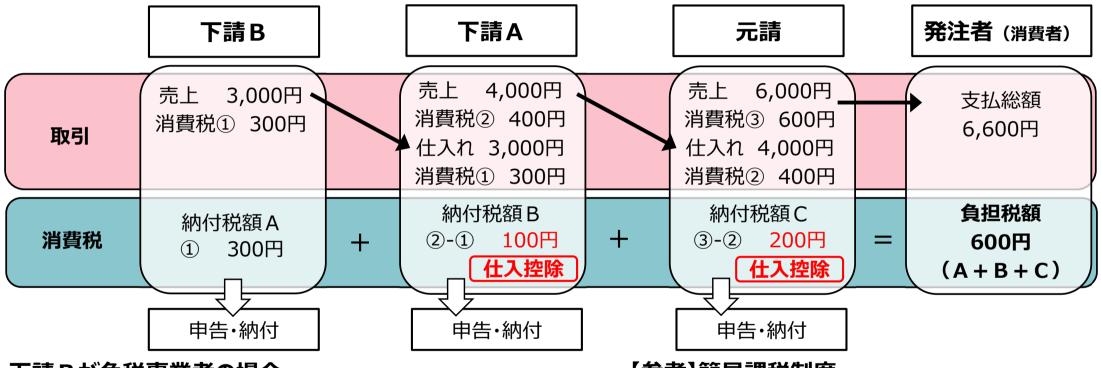
# 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは



- 適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税率等を伝えるもの。
- 売手は買手の求めに応じてインボイスを交付して、その写しを保存する必要がある。一方で、買手は交付されたインボイスを保存することで、仕入税額控除を受けることができる。
- インボイスを交付するためには、消費税を納める義務のある事業者(課税事業者)となる必要がある。



#### 下請Bが免税事業者の場合



#### 【参考】簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の中小事業者については、 売上税額に一定率をかけることで仕入税額の計算が可能。

<仕入控除税額の計算のイメージ>

売上に係る消費税額

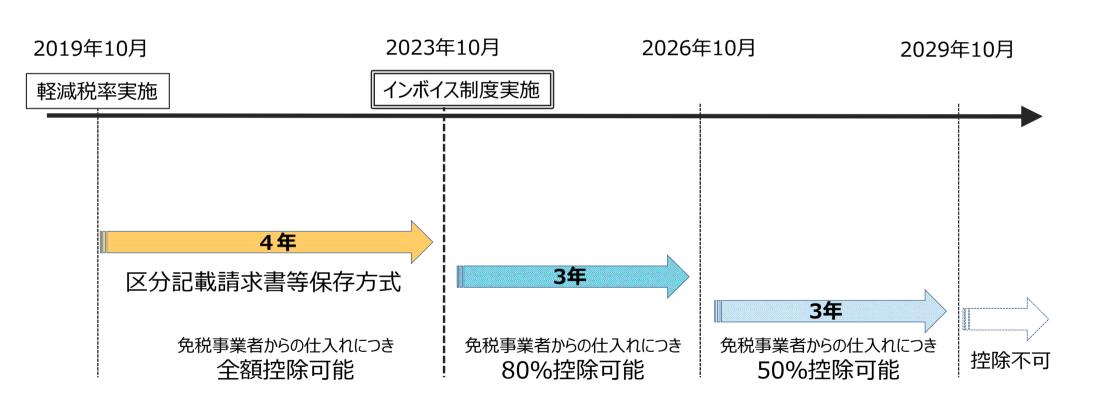
**く** みなし仕入率

※建設業は70%

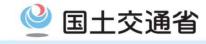
※ 簡易課税制度を利用している事業者は、インボイスの保存がなくても、みなし仕入率により仕入税額控除が可能であるため、 仕入先が免税事業者であっても影響がない。

### (参考) インボイス制度移行へのスケジュール及び経過措置

- インボイス制度への移行にあたっては、軽減税率の実施から10年間の経過措置を講じている。
- 免税事業者からの課税仕入れについて、経過措置として、インボイス制度の導入後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。

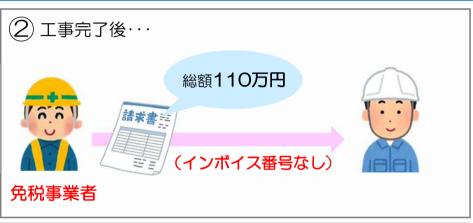


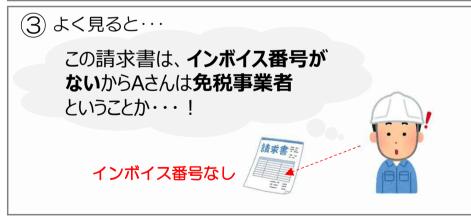
### 免税事業者との建設工事の請負契約に係る建設業法上の考え方(具体例)

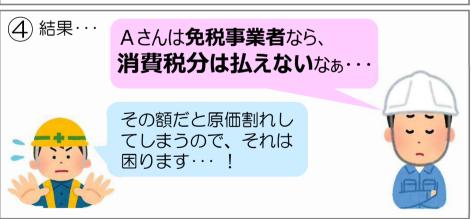


- ○「請負代金額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、<u>インボイス発行事業者でなかったことが請求段階で判明</u>したため、下請負人が 提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、<u>一方的に消費税相当額の一部又は全部を</u> <u>支払わない</u>ことにした。











## →それ、建設業法違反です!

元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。